

【単位：円】

区分	月額
①生活保護世帯	0
②市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000
③市民税所得割課税額 48,600円以下	11,600
④市民税所得割課税額 77,100円以下	13,300
⑤市民税所得割課税額 211,200円以下	17,700
⑥市民税所得割課税額 413,000円以下	20,800
⑦市民税所得割課税額 413,001円以上	22,900

※ この保育料は、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等に適用されます。(現行制度のままの私立幼稚園及び北九州市立幼稚園には適用されません)

※ 保育料とは別に施設設置者が定める費用をお支払いしていただく場合があります。(通園バス代、給食代、制服代などの実費や職員を学級に複数配置するなど質の向上を図るためにかかる経費など)

※ 4月～8月は、前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は、当年度の市民税額に基づく保育料となります。

※ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※ ②階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は無料となります。

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長のお子さんから順に2人目のお子さんは上記の1/2に軽減、3人目以降のお子さんは無料となります。